令和２年８月７日

小・中学校の保護者の皆様

東近江市教育長　　藤　田　善　久

令和２年度東近江市立小中学校における修学旅行の取扱いについて

立秋の候、保護者の皆様には、日ごろから本市立小中学校の教育活動に格別の御理解、御協力を賜っており厚く御礼申し上げます。

今年度においては、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、学校の休校措置をはじめ例年実施している行事等が通常通り実施できない事象が数多く発生しており、御心配をお掛けしていることと思います。特に運動会、体育大会、音楽会や文化祭など最上級生にとっては、学校全体をリードする行事の中で、児童生徒が一回りも二回りも成長する機会が失われることは、大変申し訳なく思っているところです。

そのような中ではありますが、東近江市教育委員会は、令和２年度東近江市立小中学校の修学旅行について、昨今の新型コロナウイルス感染症の全国的、また滋賀県内での感染拡大傾向から、児童生徒の安全を最優先し、宿泊を伴うものについてはやむを得ず中止することといたしました。

なお、修学旅行を通じて見聞を広め、自然や文化的体験に親しむとともに集団行動や公衆道徳など有意義な体験を積むことが出来るといった教育的意義を大切に考え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行った上での代替の校外学習（日帰り）の実施については、各校長が教育委員会事務局と協議し、実施できることとしています。

各種行事を単に中止するのではなく、形を変えて補える取組について各校工夫を凝らし実施してまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

宿泊を伴う修学旅行を中止することとした理由

1. 滋賀県や修学旅行先の府県をはじめ、全国的に感染状況が拡大傾向にあり、修学旅行を実施する時期（９月、１０月、１１月）において収束することが見通せない。
2. ７月中旬以降、市内の学校関係者（保護者や教員の家族を含む。）においても濃厚接触者と見なされる事例が数多く発生しており、修学旅行中だけでなく修学旅行前に感染等が確認され、急遽中止せざるを得なくなることが予想される。
3. （２）のように学校関係者の感染が確認され、修学旅行を中止した場合、当該関係者が罪悪感を抱いたり、誹謗中傷等による人権侵害を受けることが心配される。
4. 基礎疾患を持つ児童生徒や家族（高齢者を含む。）に対する心配の声が高まってきている。
5. 多くの学校で、既に２度の計画変更を行っており、実施時期や訪問先が限定される中で、より安全なコース設定を行うことが困難と考えられる。